

令和5年10月13日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

あて

経済産業大臣

国土交通大臣

国土強靱化担当大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

静岡県磐田市議会議長 鈴木喜文

頻発化・激甚化する線状降水帯の発生に伴う自然災害への対応強化を求める
意見書

気候変動に伴う豪雨などの自然災害は頻発化・激甚化しており、本市においても、昨年9月及び本年6月と2年連続して線状降水帯が発生し、堤防決壊に伴う河川氾濫や土砂災害などの甚大な被害を受け、短期間に二度の災害救助法の適用を受ける事態となり、住民の暮らしに不安が広がっている。

今後も、近年の気候変動から線状降水帯の頻発が強く懸念されることから、同様の災害の発生を繰り返さぬよう、安全・安心の確保に向けた防災対策を強力に推進する必要がある。

よって国においては、線状降水帯により頻発化・激甚化する自然災害への対応強化を図るため、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 河川整備基本方針の変更に合わせ河川整備計画の見直しを行い、流域治水の考え方に基づく水災害対策を加速化させること。
 - 2 土砂災害の防止や被害の減少を図るため、治山・砂防事業を強力に進めること。
また、県や市における事業進捗が図られるよう財政支援を行うこと。
 - 3 公共インフラを迅速に復旧するため、災害査定手続きの更なる効率化（早期確認型査定）の一層の推進を図ること。
 - 4 「ビルド・バック・ベター」による、より良い復旧・復興のため河川等の防災インフラの改良復旧における採択要件について柔軟な運用ができるよう見直しを行うこと。
 - 5 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の着実な実施、事業規模の拡大、対象事業の拡充、要件の緩和を行うこと。また、令和8年度以降も「国土強靱化実施中期計画」に基づきスピード感を持って進めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。